

免許番号 共第62号

漁場の位置 相生市地先

漁場の区域 次の点のうちAとBを結んだ線とC、ア、イ並びにDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。

(除外区域1)ウとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域2)Gとエ、オ、キ、カを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域3)クとケ、サ、コを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界(北緯34度45.31分、東経134度28.46分)

B たつの市・相生市界地先 君島北端(北緯34度45.17分、東経134度28.53分)

C たつの市・相生市界地先君島南端(北緯34度45.07分、東経134度28.54分)

D 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界(北緯34度45.22分、東経134度27.05分)

E 相生市桜ヶ丘町528番地地先(通称皆勤橋)南詰西端(北緯34度47.92分、東経134度28.04分)

F 相生市相生字千尋石川島播磨重工業株式会社埋立地北護岸北東角(北緯34度48.15分、東経134度27.77分)

G 相生市相生字鷺巣5308番地の1飯盛山東埋立地南東端(北緯34度47.20分、東経134度27.61分)

H 相生市突崎南の鼻先端(北緯34度45.76分、東経134度27.75分)

I 相生市相生字大谷通称丸崎岩の東の鼻先端(北緯34度46.14分、東経134度27.64分)

J 相生市相生字法師崎通称金堀岩南の鼻先端(北緯34度45.63分、東経134度27.54分)

ア Cから174度500メートルの点(北緯34度44.81分、東経134度28.57分)

イ Dから174度1,300メートルの点(北緯34度44.53分、東経134度27.14分)

ウ Eから最大高潮時海岸線に沿い西へ37メートルの点

(北緯34度47.93分、東経134度28.02分)

エ Gから181度46分1,446メートルの点

(北緯34度46.42分、東経134度27.58分)

オ エから74度375メートルの点

(北緯34度46.47分、東経134度27.82分)

カ Iから最大高潮時海岸線に沿い北へ71メートルの点

(北緯34度46.17分、東経134度27.63分)

キ カから74度438メートルの点

(北緯34度46.24分、東経134度27.90分)

ク Hから最大高潮時海岸線に沿い西へ118メートルの点

(北緯34度45.75分、東経134度27.67分)

ケ クから161度309メートルの点

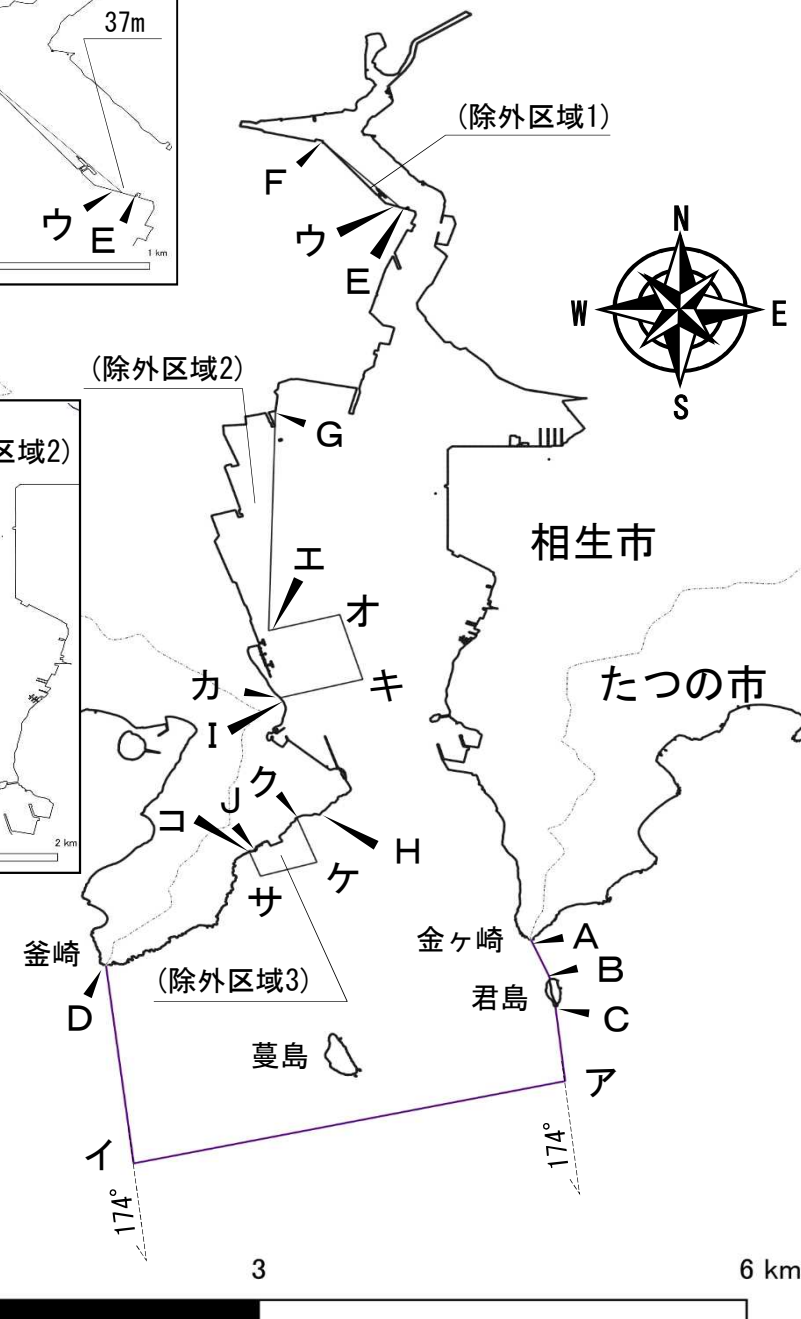
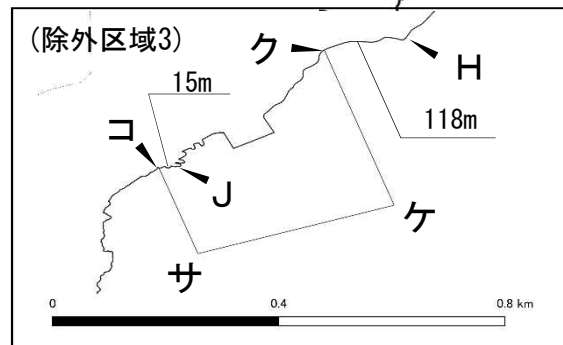
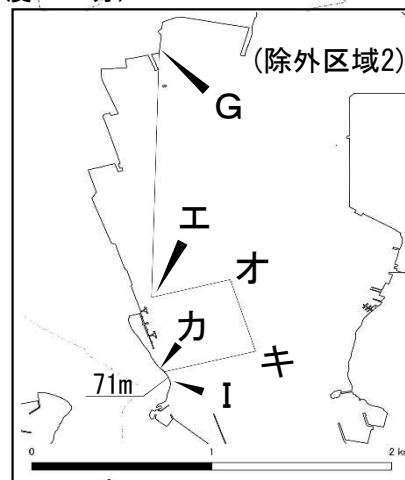
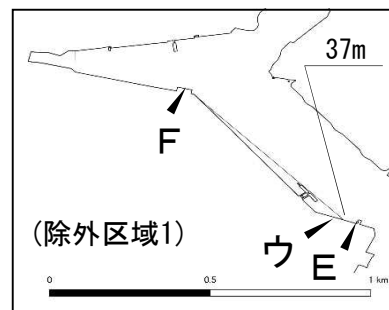
(北緯34度45.59分、東経134度27.74分)

コ Jから最大高潮時海岸線に沿い西へ15メートルの点

(北緯34度45.63分、東経134度27.53分)

サ コから161度171メートルの点

(北緯34度45.54分、東経134度27.57分)



令和5年9月1日 免許
共第62号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで		潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで							
2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第62号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	相生市相生3丁目4番22号 相生漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		